

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	平成30年 9 月 3 日
開 会 時 刻	午前 9 時57分
閉 会 時 刻	午前10時22分
出 席 委 員 名	◎世古 明 ○品川幸久 中村 功 北村 勝
	辻 孝記 吉岡勝裕 黒木 騎代春 浜口和久
	中山裕司
	西山則夫（議長）
	鈴木豊司（委員外議員）
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	中村 功 北村 勝
担 当 書 記	木下喜之
審 査 案 件	1 9月定例会の議事日程について
	2 請願について
	3 伊勢市議会傍聴規則の見直しについて
説 明 者	議会事務局長

会議の概要

世古委員長開会を宣言。

議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に中村委員、北村委員を指名決定した。

はじめに、「9月定例会の議事日程について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「請願について」を議題とし、平成30年請願第1号から第4号について順次に紹介議員である上村議員から請願理由及びその内容の説明を行ったところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。

次に、「伊勢市議会傍聴規則の見直しについて」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、傍聴規則の改正内容について諮ったところ、事務局案のとおり決定した。

この後、委員会を閉会した。

上記署名する。

平成30年9月3日

委員長

委員

委員

【9月定例会の議事日程について】

それでは、御説明申し上げます。

9月定例会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり、当局提出案件としまして、議案が第71号から第84号までの14件と、報告が第7号から第11号までの5件、計19件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましましては、決算認定が4件、補正予算が2件、条例が2件、市道関係が2件、人事案件が4件、そして、報告が5件でございます。

また、議会提出の案件としましては、請願が「平成30年・請願第1号」から「4号」までの4件でございます。

それでは、日程を御説明申し上げますので、お手元の日程案を御覧ください。

9月定例会は、9月10日・月曜日に開会、10月10日・水曜日までの31日間をお願いいたします。

会議規則の規定による休会日は、9月15日から17日、22日から24日、29日、30日、10月6日から8日でございます。

まず、9月10日・月曜日は、午前10時に本会議を開会いたします。議案等・説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第71号」から「74号」までの決算認定議案4件を一括上程し、当局説明に続き、監査委員から監査結果の報告を願った後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第75号」及び「76号」の補正予算2件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第77号」及び「78号」の条例議案2件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第79号」及び「80号」の市道関係議案2件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し「**全員協議会**」を開会いただくことといたしております。

協議案件は、「人権擁護委員について」でございます。

人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、「議案第81号」から「84号」の人事案件4件をそれぞれ上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、それぞれ即決いただきます。

なお、採決につきましましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

次に、「平成30年・請願第1号」から「4号」までの4件を順次、上程し、それぞれ紹介議員説明の後、いずれも教育民生委員会に審査付託いたしたいと

思います。

以上で、この日は散会となりますが、本会議散会后、
「議会のあり方調査特別委員会」をお開きいただき、
「各分科会のこれまでの協議の経過」、「予算・決算審査について」、及び
「伊勢市議会議員・政治倫理条例・施行規則の一部改正について」、
御協議いただきます。

また**「議会のあり方調査特別委員会」**終了後に、「広報検討分科会」を
お願いすることといたしております。

次に、9月11日・火曜日から14日・金曜日までを、議案の精読のため、
議決で休会としていただきます。

質疑・一般質問の通告につきましては、12日・水曜日、正午に締め切らせて
いただきます。通告書につきましては、記載例を参考に、具体的に要旨を
お書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますよう、お願いいたします。

次に、18日・火曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会を
お開きいただき、質疑・一般質問の順番等をお決めいただきます。

その後、午前10時に本会議の継続会議を開き、
まず「議案第71号・外3件一括」を上程し、質疑の後、**「決算特別委員会」**を
設置のうえ、審査を付託いたします。

なお、決算の審査につきましては、9月10日に開催されます
「議会のあり方調査特別委員会」で協議される予定のため、
今回の会議で改めて御説明申し上げますので、御了承いただきますよう、
お願いいたします。

次に、「議案第75号・外1件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ
関係常任委員会に審査付託いたします。

次に、「議案第77号・外1件一括」を上程し、質疑の後、教育民生委員会に
審査付託いたします。

次に、「議案第79号・外1件一括」を上程し、質疑の後、産業建設委員会に
審査付託いたします。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることと
いたしております。

以上で、この日の日程は終わり、散会となりますが、散会后に、
「決算特別委員会」をお開きいただき、決算審査の進め方等について
御協議をお願いいたします。

次に、9月19日・水曜日及び、20日・木曜日につきましても、一般質問を
お願いすることとしております。

なお、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を、議決で休会として
いただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、「**決算特別委員会**」につきましては、9月21日・金曜日から、
土・日・祝日の休会をはさんで、10月1日・月曜日まで、及び
10月5日・金曜日の7日間を審査期間としております。

次に、「**常任委員会**」につきましては、10月2日・火曜日、3日・水曜日、及び4日・木曜日を充てております。

次に、9日・火曜日は、議事整理のため議決で休会とさせていただきます。

次に、最終日の10月10日・水曜日でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き願ひ、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第71号・外3件一括」を上程し、決算特別委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第75号・外1件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第77号・外1件一括」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第79号・外1件一括」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「報告第7号」から「9号」までの3件を順次、上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「報告第10号」、及び「11号」の2件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「平成30年・請願第1号」から「4号」までの4件を順次、上程し、それぞれ教育民生委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、討論をされる方は、前日の10月9日・火曜日、正午までに、討論の通告書を御提出いただきますようお願いいたします。

以上で、9月定例会提出の全議案が議了するわけですが、市長から発言の申出がありましたら、ここで許可し、市長発言の終了後、閉会といたします。

なお、閉会后に、「**広報検討分科会**」をお願いすることといたしております。

以上のとおり、日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

【伊勢市議会傍聴規則の見直しについて】

それでは、御説明申し上げます。

本件につきましては、前回7月11日開会の議会運営委員会にて、傍聴規則を現在の情勢に沿ったものに見直し、市民の傍聴推進と、議会の公開を推進するため、規則を見直したいと御説明いたしました。

その際、一度持ち帰っていただき、再度ご協議いただくことと致しましたので、本日改めて御協議をお願いするものです。

本日、お手元に配布いたしました「資料1」改正文、「資料2」新旧対照表、「資料3」改正後の規則案は、前回のものから文言、字句修正はしておりますが、内容面につきましては変更はございません。

改めて、改正内容をご紹介しますと、

まず、傍聴の手続きを簡素化したいと考えております。

現行では傍聴者は住所・氏名・年齢を記載することとなっておりますが、記名等を省略して傍聴券を交付するよう、見直すものです。

また、新しい議場にあわせ定員規定を32名から31名（車椅子席2名含む）に改正し、そして定員管理のため先着順の規定を設けたいと考えております。

次に、報道関係者等に対する傍聴証の規定と児童及び乳幼児の排除規定を廃止したいと考えております。

次に、「傍聴人の守るべき事項」に関して、「帽子・外とう・襟巻の禁止」を廃止し、逆に、現行では規定の無い「携帯電話、スマートフォン等の通話や発音（音を鳴らすこと）の禁止」を、新たに規定したいと考えております。

最後に、「撮影及び録音等の禁止」ですが、現在、既にケーブルテレビやインターネット動画配信も行っておりますので、これを規制する理由が乏しくなっていることから、廃止したいと考えております。

何れに致しましても、運上を始めますと新たな課題・問題が出てまいるかと思存しますので、随時規則の見直しについてご提案してまいりたいと考えております。

以上、傍聴規則の見直しについての御説明いたしました。
よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。